

平成 22 年 5 月 17 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520628

研究課題名（和文）フランス封建社会と神の平和運動

研究課題名（英文）The Peace of God and French Feudal Society

研究代表者

江川 温（EGAWA ATSUSHI）

大阪大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：80127191

研究成果の概要（和文）：神の平和運動は、従来想定されていたような非現実的運動ではなく、本質的には 11、12 世紀の権力関係と社会観に合致した秩序強化の運動であった。11 世紀にはこれに終末論的な言説が付随することはあったが、それは運動の本質的要素ではない。この研究期間においては、11 世紀 30 年代までの展開に特に力点を置き、上記の命題を証明した。

研究成果の概要（英文）：The Peace of God was essentially a movement of order reinforcement adapted to the power relations and outlook on society of 11th and 12th centuries and not unrealistic one as assumed conventionally. Some discourse of the eschatology accompanied to this in the 11th century, but it was not essential element of this movement. In these three years, I focused my research to the period until 1030s and verified this proposition.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：紛争解決、司教権、平和令、終末論、平和民兵、神の休戦、領邦、領域治安令

1. 研究開始当初の背景

「神の平和」運動は近代歴史学の中で、なによりも当時のフランス社会の無政府状態を示す徴候として解釈されてきた。伝統的な見方に従えば、フランスでは9世紀末以来王権の弱体化が進行し、10、11世紀社会は

私戦の横行する無政府状態に陥っていた。この運動はこうした状態への教会人の対応であると考えられた。そして、王権が無力であるが故に教会人が立ち上がらざるを得なかったという当時の言明は、暗々裏に近代国家

の政教分離観念とともに読み込まれ、この運動の非現実性を強く想定させることになったのである。

さらにこの運動は、少なくとも理念のレベルでは絶対的な平和を志向したものと捉えられた。運動の展開を語る年代記や聖人伝に見られる言説の宗教的なニュアンスはもとより、平和という言葉それ自体が持っていた宗教性から、この運動における平和は絶対的なものを意味すると理解されたのである。他方で12世紀までのフランス社会は、近代国家との対比において、総体として無秩序状態に留まったと見なされたので、この運動は所期の目標については失敗に終わったという結論が不可避となったのである。これまでの多くの歴史学者はこの基本的な結論を承認した上で、この運動を12世紀以降の次元の異なる現象に結びつけることでその歴史的意義を認知しようとした。

しかし現在では10世紀末—11世紀のフランス封建社会における紛争とその処理に関し、二つの点でパースペクティブの変化が生じている。すなわち一方ではS・D・ホワイト、P・ギアリに見られるように、その諸特徴を人類学の成果も参照しつつ、より具体的、積極的に把握しようとする視角が出てきた。それらの研究によれば、紛争はさまざまな人的紐帯を再確認、強化する機能を持ち、構造化への傾向を持っていた。したがって紛争に終止符をうつためには、双方の名誉と利害に配慮した妥協案と、人的関係そのものの再編が必要であった。しかし紛争は社会秩序全体の解体を招くようなものとはならなかった。領主社会はさまざまな形でその拡大を抑制した。こうして紛争は領主社会のゆるやかな秩序の中に、いわば定数として組み込まれていたのである。またもう一方ではD・バルテルミーが、11世紀変革論への批判という形でカロリング的な司法秩序の存続論を提示している。彼によれば、10世紀のフラ

ンス社会でも自力救済や調停が、公的規範に即した紛争処理手段として多用されていた。また11世紀には伯もしくは代理人の主宰する裁判集会や、有力城主ないしその代理人の主宰する裁判集会が聖俗の領主たちの紛争を扱っていたが、それらは当時の人びとの感覚ではなお「公的」なものであった。それらの機能を見る限り、この時期の紛争処理のシステムが特に無力化した、墮落したという評価には根拠がなく、当時の社会条件にそれなりに適合的であったという。このような新しい知見を踏まえるならば、この運動について、全面的な再評価が必要となるであろう。

2. 研究の目的

端的に言って「神の平和」運動に新しい意味を見いだすことである。筆者の仮説によれば、それは社会の中にある秩序への志向が、教会勢力のヘゲモニーの下で具体的な形をとったものである。平和令は現代の国内法のような絶対的な強制力を備えてはいないが、同じく現代の国際的な取り決めに似て、ある程度までは規範性を有していた。そしてそれを、王権の超越性とともに、この時期のフランス社会における「国家的要素」のひとつと見なすこともできる。

より具体的には、筆者は以下のような見通しを立てている。

(1) 11世紀におけるこの運動の基本的な目標は、あくまでも教会領の防衛と民衆生活の保護、私戦の制限であった。この目標は当時の社会においてもそれなりの正統性と影響力を保持していた。さらにそれは紛争を制御しようとする領主社会の合意に、基本的に沿ったものだった。

(2) 違反者への賠償請求という原則、伯と司教に与えられた裁判官としての役割はいずれも11世紀の司法のあり方に合致したものであって、何ら特異なものではない。また司教が自ら国家的統治の担い手をもって任じ、ま

た他者からそのような役割を期待されることも、カロリング時代から 11 世紀までは継続的に見られる事態であって、フランスに特有のことでもない。

(3) 運動の過程で民衆が教会に動員され、その示威の道具となることもあったが、独立の勢力と見なすことはできない。

(4) しかし 11 世紀前半の教会人にとっては、平和という概念の中で現世の平和と彼岸の平和は何ほどか連続していた。したがってこの運動は現世の相対的平和を目標としながらも、時として終末論的な平和待望につながっていった。このような終末論的平和待望を儀礼的に吸収したのが神の休戦である。

5) 神の平和運動は地域ごとの新しい権力編成に対応しながら 12 世紀まで持続した。しかしその過程で、11 世紀前半の平和理念に見られた此岸と彼岸の連続性は失われ、世俗的な「治安」の実現が、目的としてより明確に打ち出されるようになる。

しかしながら、いずれの論点も地域ごと、時期ごとに史料と事実経過を踏まえて、より綿密に実証されなければならない。この運動展開の背景を成す領主社会の聖俗関係、広域的な権威のあり方は地域ごとに異なり、また時期によって変化しているからである。今回の科学研究費補助金による研究では、10 世紀末から 11 世紀 30 年代におけるこの運動の開始と展開に焦点を当てて、上記見通しを確認するとともに、この運動と結びついたさまざまな秩序構想を検討し、この運動の「国家形成的要素」と「終末論的要素」の交錯を明らかにすることを主要な目標とした。

3. 研究の方法

(1) 初期の平和運動の経緯に関する、従来の研究成果の網羅的、批判的検討。

(2) 平和運動に直接的に関連する史料の網羅的把握と精読。

(3) フランスで蓄積されている 11 世紀の各地域社会についての総合的研究の参照。

4. 研究成果

① 970/80 年代から 11 世紀の 10 年代までのアキタニアにおける「神の平和」運動には二つの区別された傾向があった。ひとつは教会財産の保全を主要な目標とし、世俗領主が教会領に介入する手段となるその軍事的権限を抑制しようとする傾向であって、ル・ピュイ司教ギーに始まる。もうひとつは私戦一般を抑制しようとする傾向であって、西部アキテーヌの司教とアキテーヌ侯との連携から生じている。そしてこの時期に、終末論的な平和の理念がどれほどの力を持っていたかは、なお不明瞭である。

② 11 世紀 20 年代でのアキタニアの運動では、終末論に裏打ちされた全面的な平和の理念を掲げ、民衆を動員しようとする傾向が強まる。ブルージュでは平和民兵の組織化が見られるが、これは一般的な見方とは異なり、なんら革命的なものではない。ブルゴーニュ地方では、司教を地域秩序の守護者と位置づけ、戦闘行為の抑制と教会領の保全を主要な目標とする運動が展開している。これはこの地方の当時の権力構造に対応したものである。北フランスにもこのブルゴーニュの運動が波及してくる。

③ 11 世紀 30 年代は、平和運動がピークに達した時期であるという説があるが、史料的に十分確認することはできない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書] (計 1 件)

① 江川 温『フランス封建社会と神の平和運動』(平成 19 年度～平成 21 年度科学研究

費補助金（基盤研究 C）研究成果報告書）、
2010、査読無、1－53

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江川 温 (EGAWA ATSUSHI)

大阪大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：80127191